

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 11 vol.11

Microsoft Base
Sendai



働く人をおもうボタン

あさひ総研

資本金と税への影響

遺留分侵害請求額について

電子帳簿保存法の改正

脳・心臓疾患の労災認定基準改正からみる健康障害防止策

社会福祉法人の事業展開に関して②

『Microsoft Base Sendai』始動！／書籍案内

あさひ通信

第196回 人生と読書

INFORMATION

CONTENTS

働く人をおもうボタン

あさひ総研

- 01 ・事業承継
 資本金と税への影響
- 02 ・相続
 遺留分侵害額請求について
- 03 ・税制
 電子帳簿保存法の改正
- 04 ・労務
 脳・心臓疾患の労災認定基準改正からみる健康障害防止策
- 05 ・社会福祉法人
 社会福祉法人の事業展開に関して②

「Microsoft Base Sendai」始動！／書籍案内

あさひ通信 第196回 人生と読書

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

事業承継の根底にある責務



働く人をおもうバトン

統括代表社員 田牧 大祐

今年の夏、とある M&A 成約式でのことである。M&A 調印式を終えたあと、経営権を渡した側の顧問先 A 社社長に「良かったですね」と声をかけると、「ほっとしました……。長くかかったので」と安堵の笑顔で言われた。

経営者の友人から、困っている人がいるから話を聞いてほしいとの紹介を受けて、A 社に最初に訪問したのが 2009 年秋であった。当時の旧 A 社の社長が、あとは従業員の皆さんで会社作ってやってくださいとの言葉で突然引退、工場設備などはそのままらい受けスタートすることになったとの相談であった。従業員という立場であった方々が、急に MBO で、出資者・役員としてスタートするということになり、社員食堂に会して相談を受けた。設立支援では、株式とは、役員とは何かという説明から始まり、定款作成など設立支援をさせて頂き、1 か月後に法人設立となった。

A 社は、特殊装置の製造、メンテナンス事業をされているのであるが、設立がリーマンショックの翌年、製造業暗黒時代のスタートであり、その不況を乗り越え、慣れない営業もしながら、しっかり経営を続けてきたのである。その A 社社長や役員の方から相談を受けたのは、2 年ほど前である。「役員、スタッフが高齢化し、地方の小さな会社では採用が難しい、若い人が少なく、このままでは、取引先に迷惑をかけ、働く若い人の将来が心配だ」というもので、地方でも採用が可能になるような相手を探す M&A を選択されたのである。何度かの引き合いは流れたのであるが、今回、成長発展を続ける中堅企業 B 社から名乗りを上げて頂き、事業を引き継いで頂くことになった。

M&A 仲介会社の担当者の方より、調印式での祝辞の依頼があり、出席をさせて頂いた。

今、A 社は、新たな社長のもと、B 社のバックアップを受けつつ、取引先の開拓、見直しなど新しい取組をしながらさらなる成長発展への道を進んでいる。調印式での B 社社長の言葉は印象的であった。「働く人が、家族や知り合いを連れてきて雇ってくれという会社になりました」という言葉であり、従業員の自社愛や満足度の高さが伺える一面であった。A 社もまた「若い人が入社し、活き活きと働く人が集う会社」になるであろうと感じた。

先日も、あさひ会計の顧問先間での事業承継の成立があり、ある若い友人の会社が事業を引き継いだ。彼もまた、人望があり、働く人を大切にする経営者である。

最近、事業承継支援の機会が増えており、そこで感じるのは、引き継ぐ側の経営者の根底には何より働く人たちへの思いと責任感があるということだ。働く人が企業で何を成すのか、社会にどう貢献するのか。やりがいや喜びを感じ、働く仲間で喜びを分かちあう場である企業は、働く人の人生そのものになる。

事業を引き継ぐ側は、企業の成長発展の責務とともに、引き継いだ働く人たちに対する責務も負う。経営者から経営者への思いのバトンは、責務のバトンである。

事業承継



法人に課される法人税、住民税、消費税等は資本金の額の影響を受けます。今回は、資本金と「資本金等の額」について、また、それぞれの税制への影響を紹介します。

<資本金とは>

資本金の額は決算書で確認することができます。貸借対照表の純資産の部に記載されています（登記簿でも確認可能です）。株式会社の貸借対照表の純資産の部には資本金の他に、資本剰余金、利益剰余金があります。資本金、資本剰余金は株主から払い込まれた資本であり、新株発行により払込を受けた額等が計上されます。また利益剰余金は、払い込まれた資本を元手に稼得した利益が留保・蓄積されたものです。企業会計では株式会社の活動成果を示すため、払い込んだ資本が利益と混同されることの無いよう、資本剰余金と利益剰余金を区分計上します。

<法人住民税の均等割への影響>

法人住民税は地域社会の費用について、その構成員たる法人にも負担を求めるもので、道府県民税と市町村民税があります。法人住民税には均等割と法人税割があり、このうち均等割は、「資本金等の額」と従業員数に応じて課されます。例えば山形県、山形市の場合は、表1、表2の様に均等割が「資本金等の額」等に応じて決められています。

<資本金等の額とは>

上記の通り、法人住民税の均等割の課税額は「資本金等の額」を参考にします。「資本金等の額」は、決算書上の資本金や資本剰余金とは違うものです。「資本金等の額」は、法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定めるものです（法人税法2条16号）。会計と税務で資本取引等の考え方が異なる場合に、資本金・資本剰余金と「資本金等の額」が不一致となります。「資本金等の額」は法人税申告書の別表5で確認することができます。税制の対象や課税額が、資本金と「資本金等の額」の、どちらで判定するのには注意が必要です。

<資本金の代表的な税への影響>

・消費税の課税判定 ～1,000万円の境目～

消費税は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税が免除されます。また、新たに設立された法人については、設立1期目及び2期目に、課税判定のための基準期間がありませんので、原則として納税義務が免除されます。しかし、基準期間のない事業年度であっても、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が、1,000万円以上である法人は、納税義務は免除されません。

資本金と税への影響

・法人事業税 外形標準課税 ～1億円の境目～

資本金の額（または出資金の額）が1億円を超える法人は、法人事業税の外形標準課税の対象となります。資本金1億円以下の法人では、法人事業税の課税標準は所得金額です。資本金1億円を超える法人は、所得額の他に、資本金等の額や付加価値等を課税標準として税額を算定します。「資本金等の額」を課税標準とする資本割は、所得がなくとも課税されます。

・資本金と中小企業の優遇税制

資本金の額に応じて中小企業の優遇税制の適用可否が分かります。中小企業には様々な税制優遇がありますが、法人税法、租税特別措置法、中小企業基本法それぞれで、資本金の額、従業員数、業種等に応じ、中小企業や中小企業者の判定が複雑に分かれるため、税制優遇の適用可否には注意が必要です。

<表1 山形県民税 税率表 山形県 HP より>

法人の区分	均等割(年額)
公共法人・公益法人（均等割のみ課される法人） 公益法人及び人格のない社団等（収益事業を行う場合） 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く） 資本金等の額を有しない法人（相互会社を除く） 資本金等の額が1,000万円以下の法人	22,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	55,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	143,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	594,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	880,000円

<表2 山形市民税 均等割 山形市 HP より>

均等割の税率適用区分の基準額	期末現在の山形市内の従業員数	均等割額
50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1,000万円以下の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

山形事務所 特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年 税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。



相 続



遺留分侵害額請求について

今回は、前回の遺言の記事でも少し触れた「遺留分侵害額請求権」について説明します。「遺留分」とは、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人に、最低限保障される遺産の取得割合です。贈与や遺言によって自分の遺留分を侵害されたとき、侵害された相続人は侵害した人へ遺留分に相当するお金の取り戻しを請求できます。それが遺留分侵害額請求権です。遺言を書く際は、この遺留分に配慮して遺言を作る必要があります。

●具体的な遺留分の割合は下記となります。

相続人	各相続人の具体的な遺留分（相続財産に占める割合）			
	配偶者	子供	父母	兄弟
配偶者のみ	2分の1	—	—	×
配偶者と子供	4分の1	4分の1※	—	×
配偶者と父母	6分の2	—	6分の1	×
配偶者と兄弟	2分の1	—	—	×
子供のみ	—	2分の1※	—	×
父母のみ	—	—	3分の1	×
兄弟のみ	—	—	—	×

※子供が複数いる場合は上記割合を人数で割った分が各自の割合

●遺留分侵害額請求できる人は以下の法定相続人です。

- ①配偶者 ②子供、孫、ひ孫などの直系卑属
- ③親、祖父母、曾祖父母などの直系尊属

●遺留分の計算式は下記となります。

「遺留分の金額」
=「遺留分を算定するための財産の価額」×「遺留分割合」
「遺留分を算定するための財産の価額」
=（被相続人の財産－債務）＋相続開始前1年以内の相続人以外の者に対する贈与＋相続開始前10年以内の相続人への特別受益※

※特別受益とは、婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本として相続人が受けた贈与

⇒相続人が相続した財産や、特別受益に該当する生前贈与の金額等を合計した金額（もらった金額の合計）が、上記の計算式により計算した「遺留分の金額」に満たない場合は、その不足金額が遺留分を侵害していることとなります。

●「10年以内の特別受益※」の注意点

遺留分侵害額の具体的な計算例を基に説明します。

【概要】

被相続人に配偶者・子供1人がいるとして（相続人はこの二人）、被相続人が「子供に全ての財産を相続させる」という遺言書があり、被相続人の財産が6,000万円、相続開始時点から10年より前に特別受益として配偶者に1,000万円贈与していたケース。

⇒下表のように、2019年7月1日から改正相続法により「遺留分」の算定では10年より前の贈与は算定の基礎（加算）に含めないことになっています。しかし、「遺留分侵害額」の算定では遺留分侵害請求しようとする人が過去にもらった贈与に10年という期間制限はありません。そのため、10年より前の贈与も

「遺留分金額」から控除して「遺留分侵害額」を計算することになります。「遺留分侵害額」算定の上では、過去の贈与等を全て考慮しなくともいいとなったわけではない点、注意が必要です。

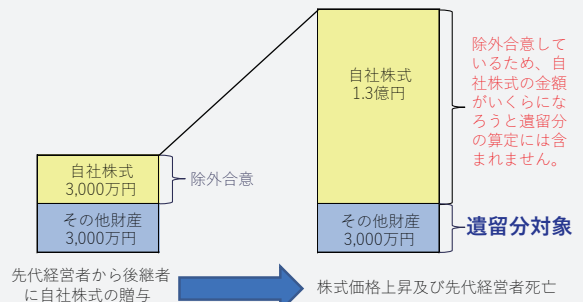
	死亡時の遺産	10年内生前贈与加算（特別受益）	左記合計	配偶者の遺留分割合	遺留分金額	配偶者の相続財産の金額及び贈与金額	遺留分侵害額
誤	6,000	0	6,000	4分の1	1,500	0	1,500 ⇒×
正	6,000	0	6,000	4分の1	1,500	△1,000	500 ⇒○

◇（参考）遺留分に関する民法の特例

遺留分には、経営承継円滑化法において事業承継を妨げることがないように、除外合意と固定合意という特例が設けられています。

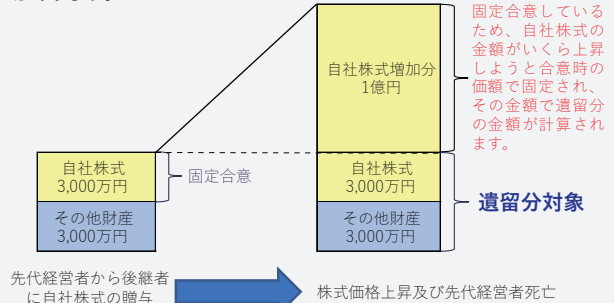
除外合意

除外合意とは、同族会社株式を遺留分対象の財産から除外することによって、当該株式等は「遺留分を算定するための財産」に算入されず、遺留分侵害請求の対象にもなりません。そのため、後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続に伴って自社株式が分散するのを防止できます。なお、この特例を適用するためには、家庭裁判所に申し立て等の手続きが必要になります。



固定合意

固定合意とは、同族会社株式の価額を推定相続人全員の合意時の評価額で固定して、遺留分対象の財産に含めることです。メリットとしては当自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者は相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。なお、合意の際における価額は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明する必要があります。



山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



税 制



電子帳簿保存法の改正

【表 1】電子取引に係るデータ保存制度の保存要件

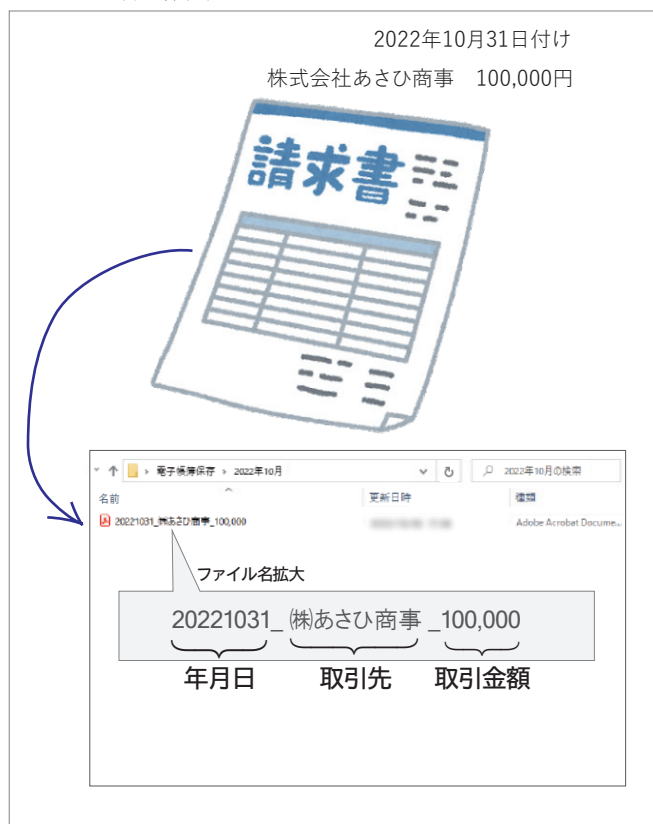
① タイムスタンプが付与された後の授受
② 授受後、一定期間以内*にタイムスタンプを付与 ※ 7 営業日もしくは各事務処理に関する規定がある場合は 2 か月以内
③ 訂正削除履歴を確認できる（もしくは訂正削除不可）システムの使用
④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付・運用

①、②等のシステム導入については、JIIMA 認証情報リストが参考になります。

◇参考／電子取引の例

1. EDI 取引
2. インターネット等による取引
3. 電子メールにより取引情報を授受する取引
4. インターネット上のサイトを通じて取引情報を授受する取引
5. ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機を通じて取引情報を授受する取引

【図 1】訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付を選択した場合の保存例



令和 3 年度税制改正にて、電子帳簿保存法（以下、電帳法）の大幅な改正が行われました。電帳法は紙書類を電子的に保存することを定めた法律で、平成 10 年に施行されたものですが、日本社会では電子情報への信頼度が低く、また改ざんや偽装を防ぐために厳重な運営要件が求められていました。そのため利用のハードルが高く、一部の企業の利用にとどまっていた。しかし、昨今の IT 化の急速な発展により IT リテラシーの強化がされたこと、それに伴い DX 化の推進を促すため、この制度を利用しやすいように今回の改正が入ったものと思われます。

電帳法は、電子帳簿保存制度、スキャナ保存制度、電子取引制度の 3 つに大別されます。改正前は請求書等を紙で保存することに代え、電子データで保存するためには税務署へ承認申請が必要でしたが、それが不要になります。スキャナ保存制度は大幅な規制緩和が入りましたが、今回は割愛します。電子取引制度について、所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電磁的記録を一定の要件により電子で保存しなければならないという改正がありました（電帳法第 7 条）。つまり、電子取引にてやりとりをした請求書等の書類は電子データで保存しなければならず、紙での保存は認められなくなります。この改正は **令和 4 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報** について適用されます。

改ざん・偽装を防ぐため、表 1 に掲げる①から④のうちいずれかの措置を行う必要があります。④の事務処理規程は国税庁のホームページにサンプルが掲載されていますので、比較的導入がしやすいと思われます。また、電子データを保存するためには表 1 の措置と併せて検索要件を満たさなければなりません。原則検索項目は取引等の“年月日”、“取引先”、“取引金額”の 3 つに限定されています。PDF で電子データを保存する場合、検索項目を満たすようなファイル名に編集し、任意に作成したフォルダへ保存することになります（図 1 参照）。

電子取引データの保存義務は年明けから始まります。年内のうちにどの措置を講じるか、どのように保存しておくか等を定めておく必要があります。



山形事務所 審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



脳・心臓疾患の労災認定基準改正からみる 健康障害防止策

令和 3 年 9 月 14 日、過重労働による脳・心臓疾患の労災認定基準が 20 年ぶりに改正されました。※右記参照

従来の認定基準（平成 13 年に改正）では、発症前の「長期間（発症前 6 か月）」、「短期間（発症前 1 週間）」の過重業務、「異常な出来事（発症直前から前日）」により業務の過重性を評価します。とくに、長期間にわたる長時間労働による疲労の蓄積が、脳・心臓疾患発症又は増悪に影響するという考え方から、発症前 6 か月の間に、法定時間外労働が 100 時間超の月がある、あるいは 6 か月前までのそれぞれの平均で 80 時間超の期間があれば労災と判断されます。長時間労働は睡眠時間の確保を困難にし、それが健康障害をもたらすという考え方が反映されています。

一方で、80 時間という数字が、時間外労働の「過労死ライン」（※療養して回復する方も多いのですが、定着した用語として使います）として認定上、必要以上に強い縛りとして扱われ、本来は作業環境等ほかの要素も判断に当たって考慮すべきところ、時間外労働が 80 時間未満である事案を安易に切り捨てる機械的な判断となっているのではないかという批判もありました。平成 31 年（中小企業は令和 2 年）施行労働基準法改正により、時間外労働と休日労働を通算して、月 100 時間未満、2～6 ケ月平均 80 時間以内という時間外労働上限規制も、この「過労死ライン」判定と同じ時間集計方法です。

今回の労災認定基準の令和 3 年改正は、労働時間以外の負荷要因を定義しなおし、労働時間の長さとの総合判断により認定に反映させるものです。

労基法等労働法違反があるから労災が発生するわけではありません。休日のない連続勤務や勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務等は、時間外・休日割増賃金の支払いや変形労働時間制の導入、36 協定の範囲内での業務命令等、適切な措置をしていれば法違反にはなりません。しかし、公益財団法人大原記念労働科学研究所は、「交通機関、医療機関等における大事故・大惨事は、夜間や早朝に発生しており、人間は夜間には昼間と同じように働けないと認識」すべきであると指摘し、人間工学的な勤務編成、夜勤者の生理・心理学、夜勤疲労の回復の仕方について知見を周知する試みをしています（シフトワーク・チャレンジプロジェクト企画委員会）。本来、夜は眠る生き物である人間の生活の一部に労働があるという認識をもって、働き方を決定していきたいものです。

改正のポイント

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・発症前 1 か月間に 100 時間または 2～6 か月間平均で月 80 時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・月 45 時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・発症前 1～6 か月間平均で月 45 時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・拘束時間が長い勤務
- ・出張の多い業務など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが、これに近い時間外労働 + 一定の労働時間以外の負荷 } 業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

勤務間インターバルが短い勤務 } 評価対象として追加
身体的負荷を伴う業務など

短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね 1 週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務
		休日のない連続勤務 勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
	事業場外における移動を伴う業務	不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
		出張の多い業務 その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました	
	身体的負荷を伴う業務	
	作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境 騒音

<厚生労働省リーフレットより抜粋>

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008 年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010 年特定社会保険労務士付記。



社会福祉法人



社会福祉法人の事業展開に関して②

【イメージ図】



社会福祉連携推進法人制度の
詳しい説明動画はこちらから

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html



山形事務所
医療福祉部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、
医療関係及び社会福祉法人を担当。

9月号の Beyond では「社会福祉法人の事業展開に関して」というタイトルで、合併や事業譲渡等に関して紹介しました。今回は第2弾として、社会福祉連携推進法人制度に関して説明します。

社会福祉連携推進法人制度は、合併や事業譲渡と同様に多様化する福祉ニーズへの対応や、生産年齢の減少による人手不足などの問題に対応するための事業者間連携の一手段として位置づけられるものであり、令和4年度から運用開始予定となっている新たな法人制度です。

社会福祉連携推進法人とは

社会福祉連携推進法人とは、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する一般社団法人とされています。簡単にまとめると、社会福祉法人を中心としたグループ法人といえます。

※社会福祉連携推進法人の設立には所轄庁に申請を行い認定を受ける必要があります。

社員として参加できる者の範囲

- ①社会福祉法人、その他社会福祉事業を経営する者
- ②社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として、厚生労働省令で定める者（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を経営する法人）

※社員の過半数が社会福祉法人である必要があります。

社会福祉連携推進法人が行う業務（社会福祉連携推進業務）

- ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案など）
- ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供など）
- ③経営支援業務（経営コンサル、財務分析、事務処理代行など）
- ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する貸付）
- ⑤人材確保業務（採用活動、研修等の共同実施など）
- ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達）

メリット

①自主的な連携との比較

法的なルールに則した一段深い連携が可能となり、また、これまでは認められていなかった社会福祉法人間の貸付が可能になります。

②社会福祉協議会との比較

業務の実施区域が限定されていないことから、広範囲での連携が可能となります。

③一般社団法人として設立すること

社会福祉事業を実施する必要性がないことから、法人同士の連携業務のために設立が可能となります。

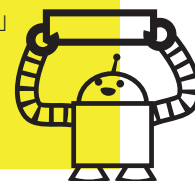
厚生労働省のHPに詳しい説明動画が掲載されています。ぜひご覧ください。



株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所（以下「ロボ研」）は、株式会社ミヤックス（本社：宮城県仙台市）と共同で、日本マイクロソフト株式会社が展開する「Microsoft Base」の東北初となる拠点「Microsoft Base Sendai」を 2021 年 10 月 14 日に当社仙台オフィスに開設しました。

Microsoft Base は、日本マイクロソフトが提供するクラウドプラットフォーム「Microsoft Azure」

および Microsoft 製品を活用し、お客様のデジタルトランスフォーメーションを実現する取り組みです。今後“Base = 発信基地”として、様々な情報を提供していきます。



■日本マイクロソフト株式会社様からのコメント

このたび日本マイクロソフト株式会社のお客様の DX 推進する拠点「Microsoft Base」全国展開について、株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所様にご参加いただけることを心より感謝申し上げます。マイクロソフトは Microsoft Azure および Microsoft 製品を基調としたニューノーマル時代の新しい働き方やデジタルトランスフォーメーションのありかたを提示していくプロジェクトとして「Microsoft Base」を立ち上げ、東京・大阪両拠点をフラッグシップ拠点としながら全国 15 を超える拠点を展開して参ります。この活動は決してビジネス領域だけにとどまるものではありません。教育機関や自治体の皆さまとも幅広く連携させていただくことで、杜の都仙台的地をさらに勢いづける一助となるよう取り組んでまいります。

日本マイクロソフト株式会社
業務執行役員 Azure ビジネス本部 本部長 上原正太郎

書籍案内

はじめての

Power Automate Desktop

無料 & ノーコード RPA ではじめる業務自動化

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所／著

Power Automate Desktop をはじめるならこの 1 冊

Power Automate Desktop は、RPA ツールとして国内では今までにない注目を集め、急速に利用が広がっています。本書ではよく使う Excel や Web 操作の自動化などを中心に、幅広い機能を解説します。基本と実用例がしっかり載った、業務自動化の第一歩になる内容となっています。

業務の自動化に取り組みたい方には是非読んでいただきたい 1 冊です。



技術評論社より
2021 年 9 月 27 日発売

人生と読書

公認会計士・税理士 半田 健一



オンライン研修（日本道早朝ゼミ）で、東日本ハウス（現日本ハウスホールディングス：東証1部）の創業者中村功氏が講師を務めるとの情報が入り、懐かしい思いから参加した。東日本ハウスは私が公認会計士試験合格後まもなく出会った稀有な会社だった。将来上場を目指すとのことで、私が勤務していた監査法人が会計監査を実施することになったのだが、監査を進める中でびっくりすることに山ほど出くわした。①建築業の平均利益率の倍の約8%の利益率を誇っていた、②月次試算表は手書きの時代にも関わらず、翌月1日に完成させ、同日に支店長会議を実施していた、③お客様とは「何時何分」と分単位で約束し、5分前には到着していた、④各支店の支店長の机の後ろには社長直筆で“客を切れ”との垂れ幕が掲げられていた、等々である。そのオンライン研修に今度は私も講師として出ることになり、中村功氏も見えていらっしゃったらしく電話を頂き、先日、お会いすることになったのだが、実に中身の濃い充実した数時間を過ごすことが出来た。

中村氏は若者の教育に力を注いでおり、「夢と生きがい」を持てと強調する。そして「人生の中で大きなウエイトを占める仕事に価値を見出せなくて何に生きがいを求めるのか」という。人は人から褒められ、尊敬され、頼られることが生きがいだ。そのためには人生修業し、勉強し、人間を磨くことだ。本を読みなさい。チャーチルは「本当の学問は立派な人の伝記を読むことだ。他に何も学ばなくてもいい」とまで述べている。自分の人生をどう生きるか、それを偉人伝から学びなさいというのだ。中村氏は中学生の頃から歴史物、人物伝をよく読んだという。しかも、同じ本を14、5回は読んだという。「1回読んだあ、そんなものは読んだと言えない」と私もびしょりと怒られてしまった。中村氏は偉人伝や歴史物から①先人の事績から人生如何に行動するかを学べる、②現在は過去の延長であり、正し

い歴史を知ることによって将来を予測することが出来る、③歴史に生きた多くの先人の行動が我々に悠久の概念を与え、小事にこだわらぬ勇気が与えられる、と教える。

司馬遼太郎の『坂の上の雲』からは「主題ある人生」を学んだという。「人生は単純であるべきだ。余計なことに構わずその目的のためにだけ生きよ。」この言葉で中村氏は自分の中に筋金が入ったような気がしたという。目標を持つと生き方が決まるのだ。勿論、何回も何回も読んでの話である。

吉川英治の『新書太閤記』は20回近く読んだという。秀吉は信長に対する人の評判に惑わされず、信長の凄さを見抜き、自分の親分は信長だと確信したことが転機となる。信長も秀吉を見て、この男は仕事に命を懸けられる人間だなと見抜く。秀吉の一番の凄みは、信長が越前攻めに失敗し、朝倉、浅井軍の挟み撃ちにあって撤退することになった際、誰が殿軍を務めるかというときに秀吉が手を上げたことだ。それまで秀吉は口先だけで出世したと悪口を言われていたが、これを機に評価が一変した。命を顧みず戦った男に人々の心が動くのだ。中村氏は『新書太閤記』にはビジネスの神髄がすべて書かれているという。

また中村氏は、司馬遼太郎の『竜馬がゆく』には人生のロマンと勇気が描かれ、自分の人生に生きる意義、価値を見つけた男達の生き様は壮烈であり、ビジネスマン必読の書と薦める。

稲盛和夫氏は会社の目的は「社員の物心両面の幸せを実現すること」だという。長年、社員の心の幸せとは何だろうと思いを馳せていたのだが、中村氏との話を通し「仕事を通じて人の役に立つこと」によって、褒められ、感謝され、人間として認められ、誇りを持ち、そして仲間と一緒に事を成し遂げて感動しあうことこそが「社員の物心両面の幸せ」の心の部分なのだろうと思い至ったのだった。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

ご案内HP



【山形】11月9日(火) 【仙台】11月19日(金)

◆時間：各会場共通 ① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『経営者のための DX セミナー』 & 『「消費税のインボイス制度」及び「電子帳簿保存法」セミナー』

一部・二部、
どちらか一方
のみの参加も
可能です！

第一部『経営者のための DX セミナー』 14:00 ～ 15:30

RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用した DX 化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務をはじめとした間接業務の変化や、様々な業界ごとの RPA 導入事例をご紹介します。RPA、Power Automate、Power Apps の活用、インターネットバンキングや Excel データを仕訳に変換するソフト「HAYAWAZA」による会計処理の自動化で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

ご案内HP



講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

第二部『「消費税のインボイス制度」及び「電子帳簿保存法」セミナー』 15:40 ～ 16:40

◆消費税のインボイス制度◆

すべての事業者に影響するインボイス制度の概要と、適格請求書発行事業者の申請手続きや、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。

ご案内HP



◆電子帳簿保存法◆

現行の電子帳簿保存法制度への理解を深めるとともに、電子帳簿保存制度を導入した場合のメリットや、導入のために踏むべきステップを中心に解説します。

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魚住慶太郎

【山形】
11月17日(水)
12月15日(水)

【仙台】
11月19日(金)
12月17日(金)

参加費：一部・二部
それぞれお一人様 ¥3,000

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

参加費：無料

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に
限定させていただいております。

ご案内HP



【山形】
11月17日(水)
12月15日(水)

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】
11月24日(水)
12月16日(木)

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

◆時間：各会場共通 1 回目／10:00 ～、2 回目／14:00 ～ いずれも 1 時間程度

『実践型 5 ヶ年経営計画書策定講座』

◎1 社限定、完全予約制

目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、
納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座です。

参加費：お一人様 ¥88,000
追加 1 名につき ¥11,000

【仙台】12月7日(火) 9:30 ～ 18:00

ご案内HP





Microsoft Base Sendai

Beyond vol.11

2021 年 11 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>